

【令和4年度事業】

公益財団法人 木下記念事業団 学術研究活動助成事業申請要領

- 1 申請資格(規程第4条、内規第1条)
 - ・ 貴学に在籍し、日本国籍を有する者
 - ・ 令和4年4月1日現在で45歳未満の若手研究者
 - ・ 大学等の長の推薦を受けた者
- 2 学術研究活動助成事業(規程第3条)

令和4年度の助成対象事業は、次の各号に該当する大学における研究又は事業とします。

 - (1) 自然科学系、社会科学系及び人文科学系の基礎的分野の研究
 - (2) 家計経済に関する研究
 - (3) その他審査委員会が特に必要と認めた研究又は事業
- 3 助成事業規模(規程第5条)

助成金は、1件につき年間 500 万円以下とします。
なお、間接経費は 10%以下とし、助成金額に含まれます。
助成金の使途及び制限は、文部科学省が行う科学研究費助成事業の使用ルールの例に依ります。ただし、採用後における使途変更等の助成事業に関する重要な変更が生じた場合については、規程第 14 条に基づき、速やかに事務局へ届け出る必要があります。
助成金は、4月以降、採用手続きが終了次第速やかに、大学法人が管理する金融機関の口座への振込みにより支給します。
- 4 提出書類
 - (1) 学術研究活動助成事業申請書
申請書は弊事業団ホームページ (<http://www.k-zaidan.or.jp/>) の 情報公開 から
【申請書(学術研究活動)】をダウンロードしてください。
 - (2) 個人情報の取扱いに関する承諾書
- 5 申請締切日 令和3年11月20日(土)
- 6 書類送付先 〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-2-14
公益財団法人木下記念事業団 事務局宛
- 7 採用決定通知 令和4年4月上旬
- 8 その他連絡事項
採用事業は、研究終了後における研究成果の報告書及び論文を提出いただくとともに、弊事業団会報誌「随縁」及び弊事業団ホームページへ研究成果報告の掲載をいたします。詳細は、採用後の手続きで案内します。

[問い合わせ連絡先]

公益財団法人木下記念事業団 事務局
〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-2-14
電話 078-351-1010 FAX078-351-1017
Email kinosita07@k-zaidan.or.jp